

中間試験(2005.06.02.実施) 解説

2005.06.09. 佐藤

・全体的講評

1) 日常学習と試験勉強

日常学習ができていれば試験もできます。逆に、できていないと試験直前の詰め込みに効果はありません。今回の試験によって、自己点検の意味が理解できたでしょう。

2) 法的思考

事実関係への判断と判断基準が区別できていず、混同しているものがありました。法的思考方法の訓練を行ってください。

3) 解答形式

文章を書く際には論理的文章を書く必要があります。感想文は回答とはなりません。設問として1から4を挙げておいたのは、論理的文章を書く際に必要な要素だからです。したがって、1から4の解答順は、論理的文章を書く際にもっとも書きやすいパターンです。私以外の講義での論述式の試験問題の答え方、ゼミ論文の書き方等、文章作成すべてについて当てはまるパターンですから、文章の書き方の訓練だと思ってください。

4) 個別解答項目について

1. 問題文をそのまま書き写しても回答にはなりません。

2. 論点とは、何が問題であるのかがわかるように提示する必要があります。「～の問題」とか、「～について」などのように、何かわかったような感じがするでしょうが、実は何を言っているのかわからないようなものは論点を提示したことになりません。日本語として意味の通るものであることが必要です。

3. 法状況の説明とは、関連する法規定の説明、司法判断の説明などがあたります。ただし、試験時間との関係で、適切な解答内容であることが必要でしょう。

4. 諸説とは、当事者の主張のことではありません。当事者の主張の是非を判断するための判断基準についての、いくつかの見解のことです。

5. 諸説は相互排他的ですので諸説が両立はしません。

6. したがって自説とは、いかなる判断基準を採用するかの見解です。決して当該事案について原告・被告のいずれが勝訴するかの問題ではありません。ある判断基準を採用したからといって、ケースによって原告が勝ったり被告が勝ったりします。わずかの新聞記事から事実関係がわかるわけではありませんので、どちらが勝訴するか判断は不可能です。

7. 自説を主張するためには、その根拠が必要です。根拠のないものは単なる感想であって、自説ではありません。

8. 自説は、採用する説について既存の学説に加えた自らの理由付けと、採用しない説についての批判、を書くことが必要です。

9. 同じ0点答案であっても、「勉強すること」とコメントの書いてある答案とないと答案があります。

．個別問題毎の講評

以下の から の新聞記事の中から二つを選び、それぞれ次の点につき答えなさい。

- 1．記事において問題となっている労働法上の論点
- 2．その論点の前提となる法内容の説明
- 3．その論点に関する諸説
- 4．その論点に関する自らの見解

注意：1. いずれの記事を選択したのかを明記すること。

2. 出題への解答に直接関係のない事項を記入した場合には答案を無効と扱う。
3. 設問1から4はこの順番で記述する必要はないが、全体として論旨が通っている必要がある。
4. 採点基準（各問50点満点、合計100点満点で採点する）
 - a) 設問の1．から4．の項目毎に、基本的には Xの三段階評価を行う。
 - b) は必要なことが述べられている場合につけ、10点。
は不十分にしか述べられていない場合につけ、5点。
Xは何も述べられていない場合、ないしまったく関係ないことを述べている場合で、0点。
 - c) さらに、独創的な考えがみられた場合には、各問共に10点の範囲で追加点をつける。

島根県事件

朝日新聞 2003-01-24

島根県職員労働組合は24日朝、県庁と県の出先機関で29分から1時間のストライキを実施した。職員の賃金カットを盛り込んだ県の財政再建策を提示した澄田信義知事との交渉が23日夜に決裂した。県庁ではこの日午前8時半、全職員約1万5千人のうち警察官や教諭らを除く約5200人がストに入った。同9時からは県庁前で集会を開き、「知事は具体的な財政見通しを示していない」などと訴えた。窓口業務などは管理職が対応し、大きな混乱はなかったという。同県職員のストは、98年7月以来5年ぶり。同県は昨年10月、財政の悪化から職員の基本給3%カット（3年間）を組合に提示し、2月の県議会に給料条例改正案を提案する予定。地方公務員法でストは禁止されており、県はストに参加した職員を処分する方針。

1．論点

- 1) 要点：公務員へのストライキ禁止立法は合憲か否か
- 2) 採点基準：ストライキ禁止の是非の趣旨を提示するのみであれば、
法的議論として文章で説明していれば、

2．法状況

- 1) 要点：憲法28条による労働三権保障、地方公務員法による争議権否認、裁判例
- 2) 採点基準：項目の提示のみであれば、。それぞれをおおむね正確に説明できていれば、

3．諸説

- 1) 要点：違憲論、合憲的限定解釈論（比較考量論）、財政民主主義論
- 2) 採点基準：説の提示のみであれば、。各説の内容をおおむね正確に提示していれば、
- 3) コメント：判例の流れと、諸説を混同している答案がいくつもありました。正確に理解すること。

4．自説

- 1) 要点：自らの立場を選択することが最低限必要
- 2) 採点基準：立場を選択していれば、。説得的な理由付けができていれば、

5．追加点をつけた記述例

例：労働三権の行使は、人に迷惑をかけるという点では同じであり、それが権利である以上、公務員と民間を区別するのはおかしい。

恵和会事件

朝日新聞 2002-10-05

道地労委は医療法人社団恵和会（札幌市）に対し、「管理職が労働組合の執行委員長であることを理由に団体交渉申し入れを拒否したり、管理職の組合加入を阻害したりしてはならない」とする救済命令を出した。申し立てたのは恵和会労組。恵和会側は02年1月に労組執行委員長に選出された病院の放射線科課長について、「内規で管理職は組合に加入できない」などとして団体交渉を拒否。労組を無視して、労働条件の一方的な変更や同委員長を降格させるなどしたという。恵和会は課長には人事権があり、利益代表者に当たると主張。

1. 論点

- 1)要点：労働組合が法的保護を受けるための要件を充足しているか否か
- 2)採点基準：労働組合の要件といった趣旨を提示するのみであれば、法的議論として文章で説明していれば、
- 3)コメント：この事案は管理職組合の事案ではない。「管理職が加入」と「管理職が作った」は別

2. 法状況

- 1)要点：労働者性、自主性、目的性、団体性
- 2)採点基準：項目の提示のみであれば、。それぞれをおおむね正確に説明できていれば、
- 3)コメント：労働者性しか述べられていないものは、X

3. 諸説

- 1)要点：労働者性否定説・肯定説・否定だが法的保護を与える説
- 2)採点基準：説の提示のみであれば、。各説の内容をおおむね正確に提示していれば、

4. 自説

- 1)要点：自らの立場を選択することが最低限必要
- 2)採点基準：立場を選択していれば、。説得的な理由付けができていれば、

フェデックス事件

朝日新聞 2002-01-31

米航空貨物大手「フェデラル・エクスプレス」(フェデックス)の日本支社労組幹部が、業務に支障のない範囲で組合活動をして懲戒解雇されたのは不当として、解雇無効などを求めた訴訟の判決が30日、大阪地裁堺支部であった。訴えていたのは、大阪府阪南市、フェデックス日本支社労組の山田憲吾副委員長(43)。判決によると、山田さんは99年8月、労組副委員長に就任後、関連会社の労組結成のため活動。休憩中の社員にピラを配った。会社側はこれらの行為がいずれも無許可で、企業秩序を乱す行為として00年2月、解雇した。

1. 論点

- 1)要点：企業施設利用の組合活動の法的可否
- 2)採点基準：企業施設利用の組合活動の趣旨を提示するのみであれば、法的議論として文章で説明していれば、
- 3)コメント：休憩時間は労働義務はないので、労働契約違反とはいえない。秩序違反の議論。

2. 法状況

1)要点：団結権(組合結成と組合存続の権利)、使用者の財産権・施設管理権、組合活動の「原則」について

最高裁判決(国労札幌事件、その後のピラ配布にかかわる判決)

- 2)採点基準：項目の提示のみであれば、。それぞれをおおむね正確に説明できていれば、。

3. 諸説

- 1)要点：受忍義務説、許諾説
- 2)採点基準：説の提示のみであれば、。各説の内容をおおむね正確に提示していれば、。

4. 自説

- 1)要点：自らの立場を選択することが最低限必要
- 2)採点基準：立場を選択していれば、。説得的な理由付けができていれば、。